

○埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表 (令和6年12月6日改正)

新	旧
<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 立地条件 (1) ～ (2) 略 (3)</p> <p>一 借地の場合 (土地の所有者と設置者による土地の賃貸借) (略)</p> <p>ハ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合 <u>(利用権方式による契約等)</u> には、借地借家法 (平成3年法律第90号) 第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。 (略)</p> <p>二 借家の場合 (建物の所有者と設置者による建物の賃貸借) (略)</p> <p>ロ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合 <u>(利用権方式による契約等)</u> には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間 (極端に短期間でないこと) を定めた自動更新条項が契約に入っていること。 (略)</p>	<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 立地条件 (1) ～ (2) 略 (3)</p> <p>一 借地の場合 (土地の所有者と設置者による土地の賃貸借) (略)</p> <p>ハ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、借地借家法 (平成3年法律第90号) 第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。 (略)</p> <p>二 借家の場合 (建物の所有者と設置者による建物の賃貸借) (略)</p> <p>ロ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間 (極端に短期間でないこと) を定めた自動更新条項が契約に入っていること。 (略)</p>

5 規模及び構造設備

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の居室を設けること。

- 一 一般居室
- 二 介護居室

設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、要介護・要支援者（以下、「要介護者等」という。）の状況等に応じて適切な数を確保すること。

(略)

(7) ～ (8) 略

(9) (6)、(7) 及び (8) に定める設備の基準は、次によること。

一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。

イ 個室（ただし、入居者が夫婦である等のプライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用を認める。）とすることとし、入居者1人当たりの床面積は、13.2㎡（面積の算定方法はバルコニー及び便所・収納（可動式のものを除く）・洗面設備等（足元のスペースがないもの）の面積を除き、内法方法による。）以上とすること。

ロ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとする。

(略)

5 規模及び構造設備

(1) ～ (5) (略)

(6) 次の居室を設けること。

- 一 一般居室
- 二 介護居室

設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は有料老人ホームが自ら介護サービスを 提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。

(略)

(7) ～ (8) 略

(9) (6)、(7) 及び (8) に定める設備の基準は、次によること。

一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。

イ 個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は、13.2㎡（面積の算定方法はバルコニー及び便所・収納（可動式のものを除く）・洗面設備等（足元のスペースがないもの）の面積を除き、内法方法による。）以上とすること。

ロ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとする。

(略)

6 既存建築物等の活用の場合等の特例

(1)

二 次のイ及びロの基準を全て満たすもの。

イ 建物の構造について、一の口の規定による措置を行っていること。

ロ 次の①から③にすべて適合しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されていると知事が個別に認めたもの。

(略)

(3) 戸建住宅等（延べ面積 200 m²未満かつ階数 3 以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(4) (略)

7 職員の配置、研修及び衛生管理等

(1) 職員の配置

(略)

二 介護サービスを提供する、又は要介護者等を入居対象とする有料老人ホームの場合は、上記の他、次によること。

(略)

6 既存建築物等の活用の場合等の特例

(1)

二 次のイからロの基準を全て満たすもの。

イ 建物の構造について、一の口の規定による措置を行っていること。

ロ 次の①から③にすべて適合しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されていること。

(略)

(新設)

(3) (略)

7 職員の配置、研修及び衛生管理等

(1) 職員の配置

(略)

二 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次によること。

(略)

8 有料老人ホーム事業の運営

(1) ～ (2) (略)

(3) 帳簿の整備

老人福祉法第 29 条第 6 項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、当該入居者が退所後 2 年間保存すること。

(4) 個人情報の取り扱い

(2) の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）」並びに、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

8 有料老人ホーム事業の運営

(1) ～ (2) (略)

(3) 帳簿の整備

老人福祉法第 29 条第 6 項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2 年間保存すること。

(4) 個人情報の取り扱い

(2) の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」並びに、大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号）及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ハ (略)

(6)非常災害対策

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

ハ 食糧その他の非常災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めること。

(7)～ (8) (略)

(9) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

ロ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ハ (略)

(6)非常災害対策

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(7)～ (8) (略)

(9) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

(新設)

医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ハ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

ニ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

ホ ～ リ (略)

(10) (11) (略)

9 サービス等

(1)

(略)

四 介護サービス

イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム又はその提携有料老人ホーム（一定限度以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、介護医療院、病

(新設)

(新設)

ロ ～ へ (略)

(10) (11) (略)

9 サービス等

(1)

(略)

四 介護サービス

イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム 又はその提携有料老人ホーム（一定限度以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護 サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老

院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれないものであること。

(略)

(2) ～ (3) (略)

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ ～ ニ (略)

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

へ (略)

(5) (略)

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続き

人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれないものであること。

(略)

(2) ～ (3) (略)

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

イ ～ ニ (略)

ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

へ (略)

(5) (略)

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

(7) (略)

10 事業収支計画

(略)

(3) 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

- 一 当該有料老人ホーム事業の収益のみで、長期安定的な経営が可能な計画であること。

(略)

11 (略)

12 契約内容等

(1) ～ (5) (略)

(6) 入居者募集等

一 ～ 二 (略)

三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望

(7) (略)

10 事業収支計画

(略)

(3) 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

- 一 長期安定的な経営が可能な計画であること。

(略)

11 (略)

12 契約内容等

(1) ～ (5) (略)

(6) 入居者募集等

一 ～ 二 (略)

(新設)

者の介護 度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会 保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。

また、上記のような手数料の設定に応じないこと。 また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料 と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム 協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

13 (略)

14 経営状況等に関する報告

(1) 定期報告

毎年別に定める期日までに、重要事項説明書、直近の事業年度の決算状況等を県に報告すること。

(2) 随時の調査・報告

県が必要に応じ実施する調査等に応じること。

13 (略)

14 経営状況等に関する報告

(1) 定期報告

毎年別に定める期日までに、重要事項説明書、直近の事業年度の決算書、及び県が別に定める情報開示等一覧表を県に送付すること。

(2) 随時の調査・報告

県が必要に応じ実施する調査等に応じること。

15 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

16 本指針の適用等

(1)～(11) 略

(12) 本指針は、令和6年12月6日から適用する。

別紙様式

1～3 (略)

15 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

16 本指針の適用等

(1)～(11) 略

別紙様式

1～3 (略)

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針			
サービスの提供内容に関する特色			
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	2 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無 ※1 「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」は、「相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合」に該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算(Ⅱ)」は、「協力医療機関連携加算(Ⅰ)」以外に該当する場合を指す。 ※2 「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合。	入居継続支援加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	個別機能訓練加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	ADL維持等加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	2 なし
	夜間看護体制加算		1 あり	2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり	2 なし
	協力医療機関連携加算(※1)		1 あり	2 なし
	口腔衛生管理体制加算(※2)		1 あり	2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1 あり	2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり	2 なし
障害者等支援加算		1 あり	2 なし	
退院・退所時連携加算		1 あり	2 なし	
退所時情報提供加算		1 あり	2 なし	
看取り介護加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし	
	(Ⅱ)	1 あり	2 なし	
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	1 あり	2 なし	
	(Ⅱ)	1 あり	2 なし	

	高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	新興感染症等施設療養費		1 あり 2 なし
	生産性向上推進体制加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制強化加算	(II)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
	介護職員処遇改善加算	(II)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
		(IV)	1 あり 2 なし
		(V) (1)	1 あり 2 なし
		(V) (2)	1 あり 2 なし
		(V) (3)	1 あり 2 なし
		(V) (4)	1 あり 2 なし
		(V) (5)	1 あり 2 なし
		(V) (6)	1 あり 2 なし
		(V) (7)	1 あり 2 なし
		(V) (8)	1 あり 2 なし
		(V) (9)	1 あり 2 なし
		(V) (10)	1 あり 2 なし
		(V) (11)	1 あり 2 なし
(V) (12)	1 あり 2 なし		
(V) (13)	1 あり 2 なし		
(V) (14)	1 あり 2 なし		
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1	
	2 なし		

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	
サービスの提供内容に関する特色	
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	生活機能向上連携加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	個別機能訓練加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	ADL維持等加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	夜間看護体制加算		1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり 2 なし
	医療機関連携加算		1 あり 2 なし
	口腔衛生管理体制加算		1 あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		1 あり 2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり 2 なし
	障害者等支援加算		1 あり 2 なし
	LIFEへの登録		1 あり 2 なし
	退院・退所時連携加算		1 あり 2 なし
	看取り介護加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり 2 なし
(II)		1 あり 2 なし	

【医療連携の内容】

医療支援	※複数選択可			1 救急車の手配		
				2 入退院の付き添い		
				3 通院介助		
				4 その他（ ）		
協力医療機関	1	名称				
		住所				
		診療科目				
		協力科目				
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり	2 なし	
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり	2 なし	
	2	名称				
		住所				
		診療科目				
		協力科目				
協力内容		入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1 あり	2 なし		
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1 あり	2 なし		
新興感染症発生時に連携する医療機関	1 あり					
		医療機関の名称				
		医療機関の住所				
	2 なし					
協力歯科医療機関	名称					
	住所					
	協力内容					

	サービス提供体制強化加算	(I)	1 あり	2 なし
		(II)	1 あり	2 なし
		(III)	1 あり	2 なし
	介護職員処遇改善加算	(I)	1 あり	2 なし
		(II)	1 あり	2 なし
		(III)	1 あり	2 なし
		(IV)	1 あり	2 なし
	介護職員特定処遇改善加算	(I)	1 あり	2 なし
		(II)	1 あり	2 なし
	短期利用（介護予防）特定施設入居者生活介護の算定		1 あり	2 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり		(介護・看護職員の配置率)	
	2 なし		: 1	

(略)

(医療連携の内容)

医療支援		1 救急車の手配	
※複数選択可		2 入退院の付き添い	
		3 通院介助	
		4 その他 ()	
協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

(略)

5 職員体制

(略)

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (時 分～ 時 分)	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

6～9 (略)

5 職員体制

(略)

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (時～ 時)	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	人	人

6～9 (略)

11. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回	
	2 なし		
	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし		
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり 2 なし	
	指針の整備	1 あり 2 なし	
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし	
	担当者の配置	1 あり 2 なし	
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	1 あり 2 なし	
	指針の整備	1 あり 2 なし	
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし	
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと		
	1 あり	身体的拘束等を行う場合の様 様及び時間、入居者の状況並 びに緊急やむを得ない場合の 理由の記録	1 あり 2 なし
	2 なし		
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	1 あり 2 なし	
	災害に関する業務継続計画	1 あり 2 なし	
	職員に対する職口の実施	1 あり 2 なし	
	定期的な研修の実施	1 あり 2 なし	
	定期的な訓練の実施	1 あり 2 なし	
	定期的な業務継続計画の見直し	1 あり 2 なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり(提携ホーム名:)		
	2 なし		

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり(提携ホーム名:)	
	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし	
合致しない事項がある場合の内容		
	「6.既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	1 適合している(代替措置) 2 適合している(将来の改善計画) 3 適合していない	
不適合事項がある場合の内容		

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 23 条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり 2 なし
有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

別添 1 ・ 2 （略）

別表 （略）

別添 1 ・ 2 （略）

別表 （略）